

至急・重要

日 薬 業 発 第 332 号
令 和 4 年 12 月 9 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会 長 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キットに関する さらなる販売体制の充実について（協力依頼）

平素は本会会務に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の抗原定性検査キット（以下、「検査キット」）が一般用医薬品（第1類）として承認され、現在、薬局では、医療用の検査キットと併せて積極的な販売に取り組んでいただいているところです。

検査キットのOTC化は、今後さらなる新型コロナウイルスの感染拡大が発生した場合を想定し、医療現場の負担軽減を図る観点から、発熱等の体調変化が生じた際に事前に購入した検査キットにより自ら検査を行い、その結果に応じた適切な行動を取っていただくことで、地域住民がより安心して医療を受けるための体制確保を目的としています。

そして、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行に備え、また、新型コロナの第8波の感染拡大が進みつつある中、地域住民が検査キットを販売している薬局・店舗販売業の店舗を把握しやすいよう、関係団体（日本薬剤師会、都道府県薬剤師会、日本保険薬局協会、日本チェーンドラッグストア協会）の協力の下、これら情報のリスト化やマップ化などの整備を進めてきたところです。しかし、こうした対応に取り組む一方で、厚生労働省や本会などには、検査キットを購入することができないという声が未だに寄せられているのも事実です。

今後さらなる新型コロナの感染拡大が進む中、多くの地域住民が検査キットを必要とした際にそのような事態とならないよう、また、年末年始に向けた体制整備の構築のため、より多くの薬局における検査キットの備蓄・販売への積極的な取り組みが必要です。さらに、薬局ならびに都道府県薬剤師会・地域薬剤師会におかれましては、夜間・休日に入手可能な薬局の情報を地域住民がより容易に入手できるよう、たとえば当該店舗だけでなく他の店舗でも明示することや、都道府県薬剤師会もしくは地域薬剤師会のホームページを活用してよりわかりやすく発信すること、地域行政の協力を得て地域広報誌へ掲載することなど、地域薬剤師会が挙げて住民の需要に的確に応えるための方策について、積極的な取り組みを行っていただくことが求められています。

薬剤師・薬局が果たすべき社会的責任、地域住民の健康維持・増進を確保するとともに、地域医療提供体制の一翼を担う気概と覚悟を持って、早急かつ確実な体制整備に取り組んでいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。